

所有者不明土地等の利活用・適切な管理に当たって求められる対応等（分野別）

資料2

利活用関係（権利設定関係）

適切な管理確保関係（代執行関係）

分野別	事業等別	項目	所有者等の探索の程度	探索すべき 相続人の範囲	探索方法	異議申立て等の公示・公告と縦覧		権利設定期間	後に所有者が判明したときの措置・備え
						公示・公告時期	異議申立期間		
土地 一般	地域福利増進事業	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	法定相続人	登記事項証明書、固定資産課税台帳、地籍調査票、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	土地使用权等の取得の 裁定に当たって	2か月	10年限度 (長期を要す事業は20年)	補償金の供託
		根拠	所有者不明土地法 2条 10条	「権利者探索の手引き」 国交省	同法政令 1条、省令 1条 等	同法 11条・13条(未施行改正法)	同法 13条(未施行改正法)	同法 17条 18条	
	収用適格事業	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	法定相続人	登記事項証明書、固定資産課税台帳、地籍調査票、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	収用又は使用の裁定手続の 開始決定に当たって	2週間	—	補償金の供託
		根拠	所有者不明土地法 2条 27条	「権利者探索の手引き」 国交省	同法政令 1条、省令 1条 等	同法 28条 30条	—	同法 35条	
都市計画事業	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	法定相続人	登記事項証明書、固定資産課税台帳、地籍調査票、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	収用又は使用の裁定手続の 開始決定に当たって	2週間	—	補償金の供託	
	根拠	所有者不明土地法 2条 37条	「権利者探索の手引き」 国交省	同法政令 1条、省令 1条 等	同法 37条	—	同法 37条		
災害等防止措置	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	法定相続人	登記事項証明書、固定資産課税台帳、地籍調査票、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	災害等防止措置の 代執行に当たって	相当の期限	—	措置費用の徴収	
	根拠	所有者不明土地法 2条	「権利者探索の手引き」 国交省	同法政令 1条、省令 1条 等	同法未施行改正法 40条	—	同法未施行改正法 40条		
森林	経営管理権集積	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	登記簿上の相続人(一般的には配偶者と子、所在が把握できれば孫まで)	登記事項証明書、固定資産課税台帳、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	経営管理集積計画への みなし同意に当たって	6か月以内	50年限度	・計画から除外の申し出 ・支払うべき金銭(伐採等の利益)の供託
		根拠	森林管理法 10条 24条	「所有者不明森林のガイドライン」農水省	同法政令 1条 2条、 同法省令 8条、「事務の手引き」農水省	同法 11条 12条 25条 28条	同法 10条	同法 14条 29条 30条	
災害等防止措置	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	登記簿上の相続人(一般的には配偶者と子、所在が把握できれば孫まで)	登記事項証明書、固定資産課税台帳、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	災害等防止措置の 代執行に当たって	相当の期限	—	措置費用の徴収	
	根拠	森林管理法 43条	「所有者不明森林のガイドライン」農水省	同法政令 1条 2条 同法省令 8条、「事務の手引き」農水省	同法 43条	—	同法 43条		
農地	農用地利用集積	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	—	—	農用地利用集積等促進計画への みなし同意に当たって	2か月以内	40年限度 (農地中間管理機構に設定する賃借権等の存続期間)	左欄の公示の際、 設定される権利が賃借権の場合に、借賃と支払いの相手方と方法を提示
		根拠	農地中間管理事業法(未施行)22条の2	—	※同法政令未改正	同法(未施行)22条の3、4	同法(未施行)22条の2	同法(未施行)22条の3	
	遊休農地の利用増進措置	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	登記名義人等の最新の戸籍謄本等に記載された 配偶者と子	登記事項証明書、固定資産課税台帳、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等 ※同法政令未改正	・利用意向調査に当たって ・農地中間管理機構の利用権の設定についての裁定に当たって	・2か月以内 ・2週間を下らない期間 (意見書の提出)	—	40年限度
根拠		農地法改正法(未施行)32条	「「農地法の運用について」の制定について」農水省	左欄の農水省通知、農地法 51条の2	同法改正法(未施行)32条 38条 39条 41条	同法改正法(未施行)39条 41条			
支障除去等措置	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	登記名義人等の最新の戸籍謄本等に記載された 配偶者と子	登記事項証明書、固定資産課税台帳、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等 ※同法政令未改正	支障除去措置の 代執行に当たって	相当の期限	—	措置費用の徴収	
	根拠	農地法改正法(未施行)42条	「「農地法の運用について」の制定について」農水省	左欄の農水省通知、農地法 51条の2	同法改正法(未施行)42条	—	同法改正法(未施行)42条		
農業用 ため池	施設管理権設定	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	法定相続人 ※管理者は、ため池データベースに登録されている者のみ探索対象	登記事項証明書、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	施設管理権の設定の 裁定申請の受理時	6か月以内	20年限度	管理費用の徴収
		根拠	農用地ため池法 13条	「農業用ため池ガイドライン」 農水省	同法政令 3条	同法 13条	同法 15条	同法 16条	
防災工事	内容	相当な努力が払われたと認められる政令で定める方法で探索	法定相続人 ※管理者は、ため池データベースに登録されている者のみ探索対象	登記事項証明書、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票 等	防災工事の 代執行に当たって	相当の期限	—	工事費用の徴収	
	根拠	農用地ため池法 11条	「農業用ため池ガイドライン」 農水省	同法政令 3条	同法 11条	—	同法 11条		
空き家	除去、修繕等措置	内容	過失がない方法で探索	法定相続人	登記事項証明書、固定資産課税台帳、地籍調査票、住民基本台帳、戸籍簿・除籍簿・戸籍附票、水道・電気・ガス供給事業者保有情報、郵便物転送情報、警察・消防等の保有情報 等	除去、修繕等の 代執行に当たって	相当の期限 (2週間)	—	措置費用の徴収
		根拠	空家特措法 14条	空家特措法 10条 「特定空家等ガイドライン」 国交省	同法 14条	同法 14条 (特定空家等ガイドライン)	—	同法 14条	